

寄稿④

夢と絶望の狭間で 揺れる外国籍労働者 —組織化は産別の本能、 そして最強の支援—



UA ゼンセン多様性協働局

局長

小川 秀人

どこまでも深い闇

UAゼンセンで外国籍労働者向けの相談窓口を開設して5年が経過した。1000件にも及ぶ相談の顛末を精査してみると、ほとんどは担当者の知見とアドバイスで解決がはかられている。面白いと言っては失礼だが、「喧嘩して同僚に怪我をさせてしまった」「ゴミ出しのルールが分からぬ」などのよろづ相談も日常茶飯事で、担当者が時には叱ったり、代わって自治体に確認したりと悲喜交々。一方でごく稀に、いま対応しなければ相談者の生命・身体が危険に晒されると思しきシビアケースにも直面する。

そこで今回は、幾つかの困難事例を共有しながら、労働組合が外国籍労働者の課題に対して何ができるのかを考察する端緒としたい。無論、正解などあるはずもなく自らも反省と後悔の連続ではあるが、多少なりとも関係各位と共に感できることを願いつつ、あわせてご批判も頂戴できれば幸いである。

暗中模索でスタートした5年前はこうだった。——メディア等で殊に技能実習生がクローズアップされ、社会問題化していることは何となく理解していたものの、実際に目の当たりにしてみると闇は深い——この心境は今でも変わらない。

技能実習制度は発展的に解消¹され、2027年4月には育成労制度が創設されるが、看板の架け替え程度で彼らの待遇が良化するとは到底思えない。それは政策や制度の巧拙以前に、携わる人の倫理観や規範意識にかかっている。

絞り出すように

「相談者が死にたいと言っています…」。第一報を受けた担当者の表情が事態の深刻さを物語っていた。なんと、寮と職場間の送迎時に監理団体職員(以下Y)から繰り返し車内で性的暴行を受けているというのだ。Yには新しい実習

先を探してもらっていることもあって、抵抗できずに我慢していたそうだ。本人(以下Aさん)が録音したYとの会話を聴いたが卑劣極まりない。

外国人技能実習機構(OTIT)の母国語相談に連絡するようアドバイスすると同時に、こちらからも通報。緊急を要すると判断したのだろう、同機構職員が現地に入りAさんを保護。用意された宿泊施設にしばらく滞在することになった。

また、頻りに「自殺を考えている」と希死念慮を口にするため、本人の傍らに寄り添い話し相手になるよう担当者へ指示。しばらく現地に滞在させ、一緒に食事をしたり、スーパーへ買い物に行ったり、気晴らしに散歩したりと、気持ちが落ち着くのを静かに待った。この対処が正しかったかどうかは分からないが、最悪の事態だけは避けたかった。

当然AさんはYを許せない。地元支援グループの協力で刑事告訴に踏み切り、我々も当該警察署からの要請で捜査に全面協力した。

その後Aさんは、OTITが斡旋してくれた会社で実



ブティトウイ
UAゼンセン組織局

習を続けたのちに帰国。気持ちが切れてしまったのか、帰国後も訴訟の継続は可能と諭したものの自ら断念。日本を発つ際には「助けてくれてありがとう」と何度も謝意を示してくれたが、負った心傷は如何ばかりか。

今でも、別のある方法もあったのではないかと自問自答してみるが、その答えは未だに見出せていない。また、OTITに対する浅薄な批判をよく耳目にするが前述のとおり。全くもって的外れと断言しておく。

I'm fine

失踪した技能実習生が絶望の淵から這い上がった。ご多分に洩れず多額の借金を抱えて来日後、実習先では社長から度々暴言・暴力を受けていた。失踪先から相談が入ったが、拘束されたらどうなっていたことか。本人が最後まで諦めなかつたこともあって、今では特定技能の就労資格を有し地方都市で働いている。

この元技能実習生に近況を聞いてみた。まずは日本語の上達ぶりに驚いたが、何より溌剌とした立ち振る舞いに別人ではないかと見紛う。特定技能へ移行する際にありがちな、悪質な登録支援機関に騙されているのではと心配していたが、杞憂に終わったようだ。

今の会社は業務に必要な国家資格を全額経費で取得させる。賃金も水準以上で一時金は年3回支給、本国への仕送り用にと手当が別途付与されている。また、将来に備えて社内預金制度があり、その中から自家用車を購入。ひとり暮らしも始めた。そして何と言つてもこの経営者、取引先や顧客からの理不尽なクレームには毅然とした態度で彼らを守ってくれるそうだ。

この雲泥の差は何か。就労資格は変わったが、失踪時と現在の職場は全く同業種で企業規模もそれほど変わらない。

生殺与奪

本国で雇用契約を結び、来日して就業直後に労働条件の変更を迫られることも…。

明らかな不利益変更にサインを拒否すると「解雇通告を受けて寮を追い出されました！助けてください



エスター・スイパンモイ
UAゼンセン多様性協働局

い」という待ったなしの状態で相談が入った。

すぐに担当者を派遣し本人と面談。同時並行で、当該地域の全権を掌握する当産別の支部長判断により、地元で外国籍労働者を専門的に組織化する友誼労組に繋いだ。即座に不当解雇と未払い賃金について団体交渉の申し入れがなされ、さらにそこから支援ボランティアを紹介してもらい当面の衣食住も確保した。これは、就労資格が「技術・人文知識・国際業務」のケース。ともすれば技能実習生問題に隠れがちだが、むしろこちらの方が悪質ではないかとも思う。

今にして思えば、最寄りに母国語相談が可能な公的機関もあった。そちらを紹介していた方が好結果になったのでは、とも考える。相談が入ったのは4年以上前になるが、本人は今も日本で働き続けている。過日、「結婚しました」との吉報が入った。

組織化はすべてを癒すのか？

仮に前出の外国籍労働者たちがUAゼンセンの組合員であったら、何か違う結果になっていただろうか。それぞれの会社に企業別労働組合がある、どこかの産別に加盟していたとしたら、そもそも問題は起きていたなかつたのだろうか。

現在、当産別には2万人を超える外国籍組合員が在籍しているが、数多の労働相談のうち組合員からのアクセスは1件。Facebookを相談窓口にしており、組合員も他の労働者も同じ条件下にあってこの様相。これを佳話にして「組織内で問題解決が図られる企業別労働組合は必須」と、この世界に身を置く者としては言い切りたいところだが、ここでは「数ある必要条件の一つではないか」と仮説に留めておくこととする。

脚下照顧

地方都市で外国籍労働者を支援する旧知のボランティアから、「関東圏で不当に懲戒解雇を受けた技能実習生(以下Bさん)を支援するのでアドバイスがほしい」との連絡が入った。さっそく本人と面談したが企業名を聞いてハッとした。ここには某産別加盟の企業別組合が組織されている。これが前項で仮説に留めておいた理由である。当該企業の技能実習生が未組織であることは直ぐに覚知したが、身内でも同じことが起きてはいないか、どこかで蓋がされて我々にバッドニュースが届いていないだけではないのか。この疑惑を晴らすだけの材料を今のところ持ち得ていないが、奇しくも足許を見つめ直す機会となった。

※くれぐれも既出の産別と労組に何ら責任はなく
一点の曇りも無い

古典的な手口

解雇理由はこうだ。当年4月から8月にかけて、会社から貸与された携帯電話で家族と国際通話したことは事実。自分のスマホが故障したため、貸与携帯の使用について事前に説明し了解を得たものと判断していたが、会社側曰く、オンラインゲームへのアクセスを隠蔽したことが悪質とのこと。しかしこの携帯は、寮で共同生活を営む数名の技能実習生で共用しており、誰が使用したかも不明なままBさんだけが標的になった。

10月、監理団体の理事長から「来月には会社を辞めてもらうかもしれない」と告げられる。Bさんは携帯の件と察して通話料金の弁済を申し出たが聞き入れられなかった。11月下旬の早朝、会社担当者から本社に同行するよう言われ、到着してみると地方にある同社工場の技能実習生2名(以下Cさん・Dさん/面談済)も招集されており、夜遅くに同じ理由で懲戒解雇申渡しを受ける。このとき初めて解雇になることが分かり、その場で再度弁済を申し入れ使用超過分の全額を支払った。

翌日、Bさんは最寄りの空港から強制帰国させられそうになったが、結婚のためパスポートを大使館に預けていたことで免れる。Cさん・Dさんもその場を離脱して強制帰国を回避し、地元の合同労組に加入。会社と団体交渉を行った結果、懲戒解雇は撤回された。その後Bさんも、関東圏の合同労組に加入し団体交渉の申し入れを行ったが、会社側が代理人弁護士を通じて「争いたくない」との意思を示したために団体交渉を開催することなく、こちらも懲戒解雇が撤回された。

蛇の道はヘビ

同志の皆さんにはお分かりであろう。弁明の機会を全く与えられることなく、行為と処分の重さが著しくアンバランスで社会通念上の相当性を欠いている。このことは、代理人の「争いたくない」に端的に表れており、懲戒解雇の手続きにおいて会社の対応がいかにも拙いことを代理人が認めていることに他ならない。

筆者からは、より法的根拠を持たせるためにも労働審判での地位確認請求が有効ではないかと支援者にアドバイスしていたのだが、在留期限の切迫がネッ

クになった。偶然にも代理人と会社担当者との書簡文書を目にしたが、やはり労働審判を最も警戒していた様子からすると申立ては今からでも遅くはない。

会社側が在留期限を背景に、低位での和解を目論んでいるのが透けて見えたが、逆にこちらでも策を弄し、渋る会社に帰国と再入国の際に生じる航空券代の実費を約束させておいた。本人は特定技能への移行試験に合格しており、一旦帰国すれば本国に在住する特定技能の有資格者として堂々と再入国が可能になる。

悪事はいつか露見する

これには別の問題が隠れていた。実習生が何らかの理由で実習を継続できなくなった場合、監理団体は「技能実習実施困難時届出書」をOTITに提出する。その際、実習生の自筆による意思確認書面が原則必要になるが、これを偽造していたのだ。事実と異なる日本語の文言に沿って母国語での記述を迫られたBさんは断固拒否。別室で半ば強制的に、抵抗できないと見たDさんに代筆させている。さらには本人の与り知らないところで転出届が役場に郵送されており、Bさんは本国へ帰国したことになっていた。

そうまでして、本人の意思に反して強制帰国させようとするのは何故か。それは、技能実習生が特定技能へ移行すると、企業から支払われる監理費が入らなくなり監理団体にとって全く旨みが無くなるからだ。実習生が特定技能への移行を申告した途端、監理団体と会社の態度が急変したという類の相談は珍しくなく、Bさんのケースはこれに該当する。

各行政機関の立場になれば、それぞれ提出された書類で判断せざるを得ないことは理解するが、縦割行政の弊害が顕著に表出している。本人たちは偽造文書の写しを見て、怒りを通り越して呆れている。

期せずして現れる

UAゼンセンでは「私の主張」と銘打つスピーチ大会を毎年開催している。若者の健全な育成、リーダーの育成をはかることを主たる目的として、前身組織の全総同盟時代から受け継がれてきたレガシー。75回目を迎えた。

まずは富山県支部大会で優勝。続いて行われた北陸ブロック大会でも優勝し、全国大会に出場を果たしたのが「平和堂グループ労働組合連合会ファイブスター労働組合」のKHAING WIN ZAW(カイワインゾー)さん。全国8ブロックから選ばれた8名のう

ちの一人となった。ミャンマー出身で2年前に来日、現在は株式会社ファイブスターが運営する外食店舗でマネージャーとして働いている。

そして、本年度より同労組初の外国人支部長に就任。仲間の声を聴き、言語や文化の違いを越えた交流を広げるなど何とも頼もしい限り。これも、健全な労使関係と開明的な取り組みがあってのことだ、当該労使には心から敬意を表しておきたい。



熱弁を振るうカイワインゾーさん

全ては結果論、組織化は産別の本能

未組織の、しかも外部の外国籍労働者問題に躊躇なく取り組んできたのは、目の前の困っている労働者を放っておけないからで雇用労働者に国籍も人種もない。そこに僅かでも組織化の可能性があれば飛び込み、たとえ結果に結びつかなくとも、その瀬戸際で培った知見は既存の加盟組合にも有用だ。それは始めなければ何も始まらないし、何も行動しなければ何も得られないことだけは確かである。

我々はいい時代を生きている。日本は世界で最も労組を作りやすい国と言っても過言ではない。未組織企業に組合旗を立てようとするとき、そこで働く仲間をこちら側で選り分けて、予め一部の属性のみを除外するなど愚の骨頂。更地の状態から産別加入に至るまで、組織化活動は労働運動家としてのあらゆるスキルが必要で、そこで体得する経験値は最良の人材育成ツールと言える。

大衆のマジョリティの常識

労組法に準えれば労働組合の目的は明確。6千万人の雇用労働者という「大衆」のマジョリティの常識にアンテナを張っておかなければ支持を失っていく。組織化は相手があることで、経営者が労組を条件反射的に忌避することに何ら不思議はないが、その前に、こちら側の構えに問題はないだろうか。労働者の属性を恣意的に分類して階級対立的に格差を捏造し、

イデオロギッシュな観念論を露骨に喧伝し続ければ嫌気がさしてくるのが人間の情意というもの。昨今の有権者の公民権行使に、それが婉曲的に表れてはいないか。

組織率の低下は言わずもがなで、作為的な属性間摩擦からは何も生まれない。カントの言う「人間は目的そのものであり、他者のために利用する道具であつてはならない」のである。

火中の栗を拾いに行こう

何事も「時期尚早」と宣う人は時期が来ても何もしない。やりたくないが為の御託を並べているだけだ。労働組合数が40年前、組合員数が30年前のピークから減少の一途を辿っており、日本社会から集団的労使関係が消滅していっていることは自明の理。もはや「強い危機感を持たなければならない」などと呑気に論評している場合ではなく、机上からのかけ声だけで組織化が進むはずもない。労働運動家を自称・他称する同志の皆さん、今すぐ部屋を飛び出して火中の栗を拾いに行こうではありませんか。

最後に、戦前・戦後の労働界で夥しい修羅場を潜り抜けてきた西尾末廣(1891~1981)の自伝『大衆と共に』から、筆者が拠り所とする言葉で締め括りたい。

—すべて世の中のことは、幾多の試行錯誤をのりこえ、一つ一つの経験の積み重ねによって漸進的に成長発展していくものであるから、人間は自分の肌で体得した経験と信念をあくまでもたいせつにすること、時流に迎合したり、既成の概念にとらわれないで信念と勇気をもって行動すること、このことを胸に置いて進んで欲しいと思う。—

1 施行日である2027年4月1日に既に来日している技能実習生については引き続き認定計画に基づき技能実習を続けることができる。また、技能実習1号で在留する技能実習生は、技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号へも移行することができるが、技能実習3号への移行については、2027年4月1日時点に技能実習2号で在留している人のうち、技能実習2号の実習を1年以上行っている人に限って認められる。